

京都大学生存圏研究所・京都大学生態学研究センター
持続可能生存圏開拓診断システム／森林バイオマス評価分析システム
共同利用内規

第1条 京都大学生存圏研究所(以下「研究所」という。）・京都大学生態学研究センター(以下「センター」という。)持続可能生存圏開拓診断(以下「DASH」という。)システム及び森林バイオマス評価分析システム(以下「FBAS」という。)の共同利用施設の利用については、この内規の定めるところによる。

2 前項の DASH の共同利用施設は、研究所及びセンターの共有の施設とし、同施設に関する管理及び運営は、研究所において行うものとする。

3 前項の FBAS の共同利用施設は、研究所に属するものとする。

第2条 DASH／FBAS の利用は、以下の調査・実験・研究を目的とする。

一 DASH は、植物を中心とした環境ストレス、大気、土壌、微生物、昆虫などとの相互作用の研究に資することを目的とし、これをより総合的に拡大して生態系ネットワーク構造の解明や、さらには新たな植物資源材料の開発に資することを目的としたものとする。ただし、研究所長及びセンター長が特に適当と認めた場合は、この限りではない。

二 FBAS は、木質資源の持続的保全・生産ないし活用を目的とした、森林バイオマスの評価分析に関する調査・実験・研究を目的とするものとする。ただし、研究所長及びセンター長が特に適当と認めた場合は、この限りではない。

第3条 DASH／FBAS を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- 一 学術研究を目的とする国内外の研究機関に属し、第2条の目的に合致する者
- 二 教育を目的とする国内外の研究機関に属し、第2条の目的に合致する者
- 三 民間の企業・団体に所属し、第2条の目的に合致する者
- 四 研究所長及びセンター長が特に適当と認めた者

第4条 DASH／FBAS を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、研究代表者を定め、所定の利用申請書を研究所長及びセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。また、研究代表者以外の利用者(以下「研究協力者」という。)は、利用申請書に明記しなければならない。

前条第二号に定める者のうち、学部、大学院修士課程に在学する者及び研究生並びに前条第三号に定める者は、研究代表者になることはできない。ただし、研究所長及びセンター長が認めた場合は研究代表者になることができるものとする。

第5条 DASH／FBAS の利用を承認された研究代表者は、DASH／FBAS を研究協力者以外に使用させてはならない。

第6条 利用者は、承認された利用目的以外の用途に DASH／FBAS を使用することはできない。不正利用が確認された場合、研究所長及びセンター長はその利用承認を取り消すことがある。この場合、その不正利用に起因するすべての責任は研究代表者に帰属する。

第7条 共同利用に伴い、利用者の明らかな過失または故意により実験・測定機器が故障

し、修理の必要が生じた場合は、研究代表者が現状回復することとする。

第8条 本学以外の利用者が研究遂行上受けたいかなる損失及び事故に関しても、応急措置以外、本学は一切の責任は負わず、当該利用者の所属機関等に対応するものとする。

第9条 研究代表者は、申請書に記載された事項について変更しようとする場合は、研究所が別に定めるところにより、再申請を行うものとする。

第10条 研究代表者は、研究終了時に利用結果を研究所長及びセンター長に報告しなければならない。

第11条 研究所長及びセンター長は、必要に応じて、研究代表者に対して、利用状況・結果の報告を求めることができる。

第12条 利用者が DASH/FBAS を利用した研究結果を論文等で公表する場合は、京都大学生存圏研究所・生態学研究センター持続可能生存圏開拓診断システム (System for Development and Assessment of Sustainable Humanosphere, Research Institute for Sustainable Humanosphere and Center of Ecological Research, Kyoto University) を利用した旨を明記するものとする。ただし、リグニン分析など FBAS 機能のみを利用した場合には、京都大学生存圏研究所森林バイオマス評価分析システム (Forest Biomass Analytical System, Research Institute for Sustainable Humanosphere, Kyoto University) を利用した旨を明記するものとする。

2 DASH/FBAS 共同利用研究に関わる論文を公表した場合や研究成果により何らかの賞を受けたなどの場合には、研究期間内、あるいはその後の別に関わらず、その旨を DASH/FBAS 共同利用・共同研究専門委員会に報告するものとする。

第13条 DASH/FBAS を利用した研究の成果に基づき発明等が生じた場合には、速やかに発明等が生じた事実を DASH/FBAS 共同利用・共同研究専門委員会に通知しなければならない。

2 本共同利用研究の実施により得られる発明等は、原則として研究所及びセンター（以下「甲」という。）もしくは研究所及びセンターに属する研究担当者（研究代表者及び研究協力者）に帰属するものとする。ただし、利用者（第3条で規定する者で研究所及びセンターに属する者を除く。以下「乙」という。）の貢献度に応じて、甲乙間で当該共同利用による成果の帰属とその持分を別途定めることは妨げない。

3 前項の規定に従い本共同利用研究の結果生じた発明等が甲又は乙の単独所有となった場合、当該知的財産権（以下「単独所有に係る知的財産権」という。）は、当該単独所有する者が出願等手続及び権利保全を自らの裁量において行うことができるものとするが、当該発明等に係る知的財産権出願等の前にあらかじめ共同利用研究の相手方の報告を得るものとする。この場合、出願等手続及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

4 第2項ただし書の規定に従い本共同利用研究の結果生じた発明等が甲乙間の共有となった場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願契約にしたがって共同して出願等を行うことができるものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、当該甲又は乙は当該知的

財産権を以後自己の単独所有に係る知的財産権として取扱うものとする。

- 5 第2項の規定に従い本共同利用の結果生じた発明等が、甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等については、当該甲に属する研究担当者と乙との協議の上、別途定めるものとする。

第14条 甲及び乙は、本共同利用の実施にあたり、相手方より開示を受け又は知り得た相手方の一切の情報について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、本条第1項に掲げられる情報に関する資料及び当該情報を保存した媒体等（DASH/FBAS を利用する過程及びその結果得られたもの）について適切に管理しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次条又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

- 4 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受けた本秘密情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

- 5 前2項の有効期間は、第3条の本共同利用研究を開始した日から研究が完了した日の翌日又は研究を中止した日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

第15条 甲及び乙は、本共同利用研究の実施期間中において、共同利用研究の成果を他当事者以外の第三者に知らせようとするときは、少なくとも公表の2ヶ月前までに他当事者の承諾を得るものとする。

- 2 甲及び乙は共同利用研究の実施期間終了後、他当事者に事前に公表の時期、内容、方法等を通知したうえで、共同利用研究の成果を公表するものとする。この場合、他当事者から業務上の支障等により、研究成果を公表しないよう申し入れがあった場合、発表内容について、協議することができる。

第16条 DASH 植物育成サブシステムの利用にあたっては、生物多様性条約カルタヘナ議定書及び国内関連法令に則り、運搬、実験、保管、廃棄等の具体的な実験植物の取り扱いについては、京都大学組換え DNA 実験安全管理規定及び同施行細則に従って行うものとする。なお本サブシステムにおける遺伝子組換え植物育成は、第二種使用等のみを対象とする。

第17条 この内規の定めに違反した者、その他 DASH/FBAS の運営に重大な支障を生

ぜしめた者があるとき、研究所長及びセンター長は利用の承認を取り消し、またはその者に一定期間 DASH/FBAS の利用を認めないことがある。

第 18 条 この内規に定めるもののほか、DASH/FBAS の利用に関し必要な事項は、持続可能生存圏開拓診断システム／森林バイオマス評価分析システム共同利用・共同研究専門委員会の議を経て、研究所長及びセンター長が定める。

附 則

- 1 この内規は平成 21 年 2 月 16 日から施行する。但し、ここで定める内容については、平成 20 年 4 月 1 日に遡って適用するものとする。
- 2 京都大学生存圏研究所森林バイオマス評価分析システム全国共同利用内規(平成 18 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

附 則

この内規は令和 4 年 11 月 17 日から施行する。但し、ここで定める内容については令和 4 年 4 月 1 日に遡って適用するものとする。